テ水城氏ノ家ニ至ル。大可偶〻佐伯藩文学黒田慎吾・高妻謙之進二子ノ為ニ招カレ、二月十日ヲ以テ発シ、文学ノ助教タリ。

三月十一日　……是日水城周助ニ非夜佐伯ヨリ来ル所ノ書ヲ致ス。周助ハ大可ノ父ニシテ本庄ノ人也。本庄、延岡ヲ距ル事二十里許。水城氏室曰、大可延岡ニ来リ居ル四年、去冬以来月俸若干ヲ賜ルヲ以テ、大可家ニ在ラズト雖モ、母子口ヲ糊スルニ足レリ。然レドモ、禄ヲ辞セスシテ他邦ニ遊ブ、恐ラクハ不可ナラン。

三月十二日　……余以為ク、主人家ニアラススクトバマルベカラズト。……此夜寺念寺ニ移ル。和尚為ニ一室ヲ洒掃シテ借サレ、厚ク遇セラル。

延岡侯よりの俸若干賜る、母子口を糊するに足るとあるから、何人扶持かと賜ったのであろう。藩士に列している一証である。寺念寺和尚とは前回天保十二年周遊の時以来の旧知であったから同寺に下宿し、爾後此寺を基地として二か月半、高千穂採薬が始まるのである。

賀来飛霞の「高千穂採薬記」五巻は、宮崎県東西臼杵郡、俗に高千穂地方の採薬記として、唯一無二の植物古文献であるが、とくに幕末頃の日向の民俗を詳記してある貴重なものである。

現に三一書房刊の「日本庶民史料集成」中に収められて刊行されてあり、県北の衣食住、生産、生業、信仰、伝説等にまで筆が及んでいる。本書の価値は学問的にも高く評価されている。

尚秋月橘門の伝は「大分県偉人伝」、「佐伯市史」の人物伝に出ているが、佐伯藩学高妻芳洲と懇親を重ね、弘化元年芳洲が佐伯藩四教堂教授に任ぜられた頃その家に寓して居り、学殖の深いのに感激して、芳洲は橘門に推薦し、弘化四年橘門三十九歳の時四教堂教授に任ぜられている。

橘門の佐伯在住はかなり久しく、後に明治新政府に召されて葛飾県知事になって上京するまでつづいた。佐伯在住期間に喪った両親その他の墓は、今も養賢寺の背後松雲台にある。

飛霞が高千穂採薬の弘化二年には、橘門は大いに周旋はしたが、本人は結局佐伯藩臣となり、延岡との関係は漸次薄れて行ったと思われる。

（此項終）

史料

下直見村年代記（一）

——佐藤大庄屋の手記による——

資料提供　会員　曽宮嘉吉
年表作製　羽柴弘

年号	西暦	藩主	記録事項
慶安二丑	一六四九	(3)高尚	岩井戸井手初まる
万治元戊	一六五八	〃	七月二十三日　弓取井手初まる
寛文元丑	一六六一	〃	四月二十五日　水口井手初まる
〃　三卯	一六六三	〃	新洞井手初まる
延享元子	一七四四	(7)[illegible]丘	弓取新道付替え
〃　三寅	一七四六	〃	五月朔日　御巡見　御通行
宝暦四戌	一七五四	〃	四月廿四日洪水麦ヌかれ小　十二月廿九日大雪
〃　五亥	一七五五	〃	三月廿四日田代官御通り被成候
			五月廿五日ハ六月十一日まで雨ふる大あく但ハ
			米相場北百姓又より一貫目迄
〃　六子	一七五六	〃	五月廿六日御用銀弐百目被仰付小

年号	西暦	藩主	記録事項
宝暦七丑	一七五七	㊐高丘	米相場六十二匁、大室年（大豊年）
			九月二十五日 殿様御入被遊ル
〃 十辰	一七六〇	㊐高標	不作ニ付 御検見受申候
〃 十一巳	一七六一	〃	御巡見様 御通被遊ル
〃 十二午	一七六二	〃	正月七日晩 久保出火、三月六日立河内出火
明和二酉	一七六五	〃	田方虫付 畑方皆無 大悪ねん
〃 三戌	一七六六	〃	酒蔵ふしん仕ル
〃 六丑	一七六九	〃	麦作皆無、江河内堤 初まる
			七月廿五日 風雨 七月廿八日 八つ半時大地しん、十二月廿九日 内町出火
〃 七寅	一七七〇	〃	秋作豊年
安永二巳	一七七三	〃	殿様御入府
〃 四未	一七七五	〃	七月三日 風雨
〃 八亥	一七七九	〃	永荒御検分 三三引方ニ仰付られ候
			八月廿八日 殿様御入被遊ル
天明元丑	一七八一	〃	五月ノ（五月ヨリ改元ノコト）
〃 二寅	一七八二	〃	七月十七日 風雨 大洪水
			七度風雨仕ル 秋作半分
〃 三卯	一七八三	〃	米直段九十二文 但九十六文迄
〃 四辰	一七八四	〃	大あくねん 米老メ目より壱貫百五拾目迄致ル 八月 天神修復致ル
〃 五巳	一七八五	〃	七月十一日大洪水 米七百五拾文
〃 六午	一七八六	〃	三月廿七日 大水 米六拾目 大悪年
			田畑共 なし
〃 七未	一七八七	〃	米老メ目ノ老メ七百目迄致ル
〃 八申	一七八八	〃	正月 京都出火 五月十四日ノ六月廿一日迄雨ふる 蔵相場 壱貫目
寛政元酉	一七八九	〃	三月十二日 洞明寺焼失 四月二日御巡見御通行 四月四日ノ天気 六月十五日

年号	西暦	藩主	記録事項
			迫目ニ付田方植付難義仕ル ……
			……秋作半方皆無 御検見願 御検見□□ 御用捨被仰付候
寛政五丑	一七九三	〃	正月廿一日 小川道作り人夫百五十四人□
			宗捨人 小川ノ村へ米五俵 老メ宗百目へ
〃 六寅	一七九四	〃	正月十八日 下浦入津にて御狩 御猪□
			被仰付ル
			三月廿三日 上直見赤水後見被仰付ル
			用蔵□□御免被仰付ル 同廿六日撤
			納米四拾石差上ル ニ付金三百疋被仰付ル
〃 七卯	一七九五	〃	田方虫付大ハたス 米八拾目
〃 八辰	一七九六	〃	風雨ニ付白徳ニ相成り御検見願申上ル
			十月廿一日ノ十二月朝日 御役人様御廻り
			御蜜頭（ごみがしら）御郡代 御目付 御勘定頭 御代官
			米八拾目
〃 九巳	一七九七	〃	八月三日 殿様御入、八月十二日 雨風大洪水
〃 十午	一七九八	〃	正月廿九日 内町出火、船頭町共
			三月三日 食ばき出火、
〃 十一未	一七九九	〃	二月廿八日 日田御代官 御昼休、御検見（しらべ）ニ付
享和元酉	一八〇一	㊐高誠	三月 不作ニ付御年貢 銀立ル百目へ
〃 二戌	一八〇二	〃	大ほう年 三月御ほりさらえ 米直段八百目
〃 三亥	一八〇三	〃	六月ほしかはる
			殿様御入部 八月七日、同廿二日 役人
			登城被仰付 御吸物 御酒被仰付ル
			百姓中 樽肴 被仰付ル、田畑共豊年

（つづく）

（紹介）この年代記は、下直見村（しもなおみむら）の、佐藤大庄屋の「年代記」と題する村の記録である。（現在直川村）断片的、ごく大ざっぱな記述ながら、当時の村（農民）の生活がよくわかる。